

議第 3 号

京丹後市議会会議規則の一部改正について

京丹後市議会会議規則の一部を改正する規則を別記のように定める。

京丹後市議会議長 谷 津 伸 幸 様

令和 5 年 1 2 月 2 5 日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 田 中 邦 生

提案理由

議会基本条例第 2 1 条の規定による検証の結果、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市議会会議規則の一部を改正する規則

京丹後市議会会議規則（平成16年京丹後市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第38条中「第100条」を「第107条」に改める。

第91条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第91条の2 この章における出席委員には、京丹後市議会委員会条例(平成16年京丹後市条例第230号)第15条の2第1項に規定する映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。

第114条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第126条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第141条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第166条の次に次の1条を加える。

（協議等の場の開催方法の特例）

第166条の2 前条の協議等の場については、災害等の発生、感染症のまん延防止等及び育児、介護、疾病、看護等のやむを

得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

京丹後市議会会議規則(平成16年京丹後市議会規則第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市議会会議規則</p> <p>平成16年6月2日 議会規則第1号</p> <p>第1条～第37条 (略) (付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、<u>第100条</u>の規定による報告書の提出を まっして議題とする。</p> <p>第39条～第91条 (略)</p> <p>第92条～第113条 (略) (委員外議員の発言)</p> <p>第114条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認め るときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を 聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否 を決める。</p> <p>第115条～第125条 (略) (不在委員)</p> <p>第126条 表決を行う宣告の際、会議室にいない委員は、表決に加わるこ</p>	<p>京丹後市議会会議規則</p> <p>平成16年6月2日 議会規則第1号</p> <p>第1条～第37条 (略) (付託事件を議題とする時期)</p> <p>第38条 委員会に付託した事件は、<u>第107条</u>の規定による報告書の提出を まっして議題とする。</p> <p>第39条～第91条 (略) <u>(出席委員に関する措置)</u></p> <p><u>第91条の2 この章における出席委員には、京丹後市議会委員会条例(平 成16年京丹後市条例第230号)第15条の2第1項に規定する映像と音声の 送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができ る方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した 委員を含む。</u></p> <p>第92条～第113条 (略) (委員外議員の発言)</p> <p>第114条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認め るときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を 聴くことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否 を決める。</p> <p><u>3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれてい るときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に 出席することができる。</u></p> <p>第115条～第125条 (略) (不在委員)</p> <p>第126条 表決を行う宣告の際、会議室にいない委員は、表決に加わるこ</p>

現行	改正案
<p>とができない。</p> <p>第127条～第140条 (略) (紹介議員の委員会出席)</p> <p>第141条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p> <p>2 紹介議員は、前項の規定による要求があったときは、これに応じなければならない。</p> <p>第142条～第166条 (略)</p> <p>第167条～第168条 (略)</p>	<p>とができない。<u>ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。</u></p> <p>第127条～第140条 (略) (紹介議員の委員会出席)</p> <p>第141条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。</p> <p>2 紹介議員は、前項の規定による要求があったときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 <u>前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。</u></p> <p>第142条～第166条 (略) (協議等の場の開催方法の特例)</p> <p><u>第166条の2 前条の協議等の場については、災害等の発生、感染症のまん延防止等及び育児、介護、疾病、看護等のやむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。</u></p> <p>第167条～第168条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>